

2019年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法

(配点：80点)

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で3ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(民事訴訟法)

第 1 問

Xは、Yを被告として、Xへの貸金 500 万円の返還を求める訴えを提起し、その請求原因事実として、XはYに 500 万円を消費貸借する旨をYと合意し、Yは 500 万円を受領したが、契約時に定めた貸金返還請求権の履行期になってもYは 500 万円を返還しない、と主張した。これに対して、Yは、Xの主張する請求原因事実のすべてを否認しつつ、口頭弁論期日において、予備的に、Xに対して有する履行期の到来した 500 万円の売買代金債権をもって、訴求債権と相殺する旨の意思表示を行い、訴求債権は消滅したとの抗弁を提出した。これを前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40 点)

問 1 裁判所は、Yの相殺の抗弁を認め、Xの請求を棄却する判決を言い渡し、これが確定した。その後、Yは、Xを被告として、相殺の抗弁に供した 500 万円の売買代金支払請求権を主張して、その支払を求める訴えを提起した。この場合、裁判所は、この訴えに対してどのように対応すべきであるかについて論じなさい。

問 2 裁判所は、Yが相殺の抗弁を提出したのが、最終口頭弁論期日であったことから、時機に後れた攻撃防御方法であるとして、Yの抗弁を却下した。この場合の、Yの抗弁の実体法上および訴訟上の効果について、訴訟上の相殺の抗弁の性質を踏まえながら論じなさい。

(民事訴訟法)

第 2 問

Xは、甲土地の所有権に基づき、甲土地上に乙建物を所有するYを被告として、建物収去土地明渡しを求める訴えを提起した。この訴訟において、XとYは、「① Yは甲土地がXの所有であることを認める。② Yは乙建物をXに1000万円で売り渡す。③代金完済と同時に、YはXに乙建物の所有権移転登記手続をする」との訴訟上の和解を締結した。これを前提に、次の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：40点)

問 1 この和解を締結した後、Xは、乙建物の内壁には人体に害を及ぼす程度のアスベストが含まれており、その資産価値は100万円にも満たないことを知った。そこで、Xは、Yに対して改めて乙建物の収去と甲土地の明渡しを求めたいと考えている。このとき、Xは、訴訟上、どのような方法で、どのような主張をすることができるかについて論じなさい。

問 2 Yは、XがYに乙建物の売買代金として1000万円を支払うに先立って、乙建物をZに譲渡し、登記もZに移転された。そこでXは、Zを被告として、甲土地の所有権に基づき、乙建物の収去と甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。この訴訟において、前訴におけるXY間の訴訟上の和解はどのように作用するかについて論じなさい。

<出題の趣旨等 2019年度 民事訴訟法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、問1では既判力の生じる範囲について、問2では訴訟上の相殺の性質について問うている。第2問は、訴訟上の和解が有する「確定判決と同一の効力」について問うている。いずれの問題も、既判力および訴訟行為に関する基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 (計40点)

問1 20点

問2 20点

第2問 (計40点)

問1 20点

問2 20点

合計80点

〔採点基準〕

・第1問について

問1では、相殺の抗弁についての既判力の範囲とその作用を適切に説明することが求められる。

問2では、口頭弁論において実体法上の形成権である相殺権行使の意思表示とその陳述が一体の行為としてなされる訴訟上の相殺の抗弁の性質を踏まえた上で、これが時機に後れた攻撃防御方法であるとして却下された場合に、どのような実体法上および訴訟上の効果が生じるのかについて、適切に説明することが求められる。

・第2問について

問1では、訴訟上の和解が有する「確定判決と同一の効力」(民訴267条)の意義に関する一定の理解を前提として、和解契約に意思表示の瑕疵が認められる場合に、果たして、また、どのような手続でそれを主張することができるかについて、適切に説明することが求められる。

問2では、やはり「確定判決と同一の効力」(民訴267条)の意義に関する一定の理解を前提に、問題の和解が第三者との関係でどのような効力を有するかにつき、考察することが求められる。例えば、訴訟上の和解にいわゆる(制限的)既判力を認める見解を前提にすれば、民訴115条1項3号の適用の当否等を検討すべきことになる。

以上